

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人と動物との共生社会推進懇話会		
事務局 (担当課)		生活衛生課 電話 042-769-8347 (直通)		
開催日時		令和7年10月1日(水) 午後5時～6時		
開催場所		ウェルネスさがみはらB館4階 会議室1		
出席者	委員	8人(別紙のとおり)		
	その他	0人(別紙のとおり)		
	事務局	5人(保健衛生部長、生活衛生課長、他3人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 あいさつ 2 議 事 (1) 動物愛護センターで行う事業の運用等について (2) 飼い主が行う「もしもの備え」に係る啓発について (3) その他		

審 議 経 過

令和7年度第2回会議が開催された。

主な内容は次のとおり。

1 あいさつ

保健衛生部長あいさつの後、事務局から本会の所掌事項の説明を行った。

2 議事

（司会進行：高木会長）

（1）動物愛護センターで行う事業の運用等について

事務局から、資料に基づき説明。

（大矢委員）動物愛護推進員は現在何名いるか。

（事務局）14名である。

（大矢委員）今後増やしていくことは想定しているか。

（事務局）意図的に増やしているわけではないが、動物愛護推進員は2年に一度公募しており、近年は増加傾向である。

（大矢委員）説明資料の中に、動物愛護推進員の役割も記載されており、こういった機能を担うにあたって、ある程度十分な人が必要と感じる。

（高木会長）例えば将来的に学生が動物愛護推進員として活動してもよい。大学というバックグラウンドをうまく活用してもらいたい。

（山田委員）動物愛護センターを麻布大学に設置することはとても素晴らしいと思う。どのくらいの面積を想定しているか、また市が賃借する形になるのか、など具体的に話が可能であれば教えてほしい。

（事務局）具体的な面積等は大学側と協議中であるため、まだお伝えができない。動物愛護センターとして必要な機能を整理・協議し、市で今年度策定予定である基本計画において具体的な内容をお示しする予定となっている。

（山田委員）まずはこういったものが何か、という内容を固めるということで承知した。そうすると、行政側としても予算建てや職員数の増など併せて詰めていく必要があると思うが、そういったスケジュールはどうなっているか。

（事務局）基本計画案の策定、パブリックコメントを経て、基本計画として市民へ早期に示す予定である。基本計画案を策定するに当たっては、本懇話会でご意見をいただきたいと考えており、次回の懇話会では、具体的な場所等をお伝えできる。

（土屋委員）動物に関することを相談できるAIアプリなどを作成する予定はない

か。最近はLINE相談などをできるところも多く、相模原市の地理は東西に長く広いため、施設から遠い方は来られないこともある。施設に来なくても相談できる体制を作り、施設に来てもらう案件と、来る前に相談だけできる案件を振り分けることで対応する人の不足を補い、市民の利便性も確保できる。

(石丸委員) 相模原市で月に2回実施している猫の相談会においては、緑区在住で会場に来ることが困難な場合には、津久井にある庁舎で対応いただいているほか、南区でも動物相談を市役所側で受けて対応ボランティアに連絡をいただくなど柔軟に対応している。動物愛護センターの設置後は、管轄として引き続き津久井地域の相談は津久井地域で受け付けるのか、動物愛護センターで集約するのか気になるところであるが、今後運用の中で決めていくことだと認識している。ケースバイケースだと思うが、AI等だと現在実施しているような相談会の内容まで正確に対応するのが難しいのではないかと。

(土屋委員) 動物相談もそうだが、色々なトラブルや動物に係る法律相談などどこで相談したらよいかわからないというケースもあるため、気軽に窓口を案内するアプリなどはあった方がいいと思う。

(高木会長) ホームページ等になってくと思うがどうなのか。

(事務局) 現在の市ホームページでもAIによるチャットボットサービスを導入しており、簡単な対応や案内に対応している。相談内容を網羅できるAIとなると作ることが難しいこともあり、アプリやAIに限らず、相談窓口について案内ができるように周知していきたい。

(高木会長) 麻布大学では自前でチャットボットを作成し、学生の質問にある程度答えられるようなものを作成しているが、それを作成する専門の部署があるわけではない。市全体なのか生活衛生課の中かはわからないが、専門的な部署を設けた方が本来は良いと思う。

(山本委員) どこに相談したらいいかわからないというのは、啓発の仕方に課題があるのではないかと。一般の方が動物関係の相談場所として真っ先に思い浮かぶのは動物愛護ボランティアで、保健所に相談すると、厳しく指導されたり、殺処分させられるという認識の方が多い。現在、自分のところに相談が寄せられた場合は、まず保健所に相談していただいて、できる部分はボランティアとしてお手伝いします、と案内している。動物愛護センターではそういった相談ができる場所である、という周知啓発が重要である。

(高木会長) 具体的な周知方法としては広報さがみはら等が挙げられるか。

(石丸委員) 広報紙も重要な手段だが、様々な連携も含め、市が動物の愛護事業を

頑張っているということを周知できるとよい。

（高木会長）ホームページは多くの場合見る人の入口になるため、そこを作りこみ使いやすくすることは重要である。

（山田委員）過去に団体として麻布大学で譲渡会を開催させていただいたことがあるが、その際は動物の搬入がとても厳しかったことを覚えている。動物愛護センターは色々な動物が集まるが、大学と切り離れた場所を想定しているのか。

（高木会長）犬猫だけでなく豚熱や鳥インフルエンザなどの感染症が大学内で蔓延してしまうことがないように、感染管理は大学として非常に注意を払っているところである。そういった考え方から、動物愛護センターも動線の整理が必要になるといえる。

（山田委員）おそらく整備にあたっては多額の費用がかかると思われるが、ふるさと納税や寄附の仕組みは想定しているか。

（事務局）一般財源の確保も必要であるが、寄付金やクラウドファンディング、整備後の運営費も含めて基金の設立などの財源確保を検討している。

（山田委員）他自治体の事例を考えても目標額に達しないことは十分にあり得る。行政が募るとき、一般財源でやるような流れになりがちなのかも知れないが、色々な方法を検討してほしい。

（土屋委員）動物愛護センターの諸室の中に殺処分の部屋というのは明記がないことから、殺処分はしないという考えでよいのか。

（事務局）負傷動物等の苦痛を軽減するための安楽死は想定しているが、収容スペースがないなどの理由による殺処分を行う予定はない。

（２）飼い主が行う「もしもの備え」に係る啓発について

事務局から、資料に基づき説明

（石丸委員）老人ホーム等の施設に入るから猫を引き取ってほしい等、高齢者や生活的困窮者からの相談がよく寄せられる。通常は譲渡会へのエントリーやSNSを活用した里親探しを案内しているが、近頃はあと数日しか猶予がないという状況で相談されることが多く、対応に苦慮している。動物愛護センターができたとしても、全ての動物を収容できる訳ではない。こういった対応として、他自治体の動物愛護センターでは、事情があり飼えなくなった飼い主と、新たな動物を迎え入れたい方のマッチングサイトを開いている。また、通常、動物愛護センターからの譲渡は一定の年齢未満の方に限定している自治体が多いが、例えば、高齢の方にも高齢の動物に限って譲渡できるようにすることや、急な入院等で飼えなくなった場合に再び動物愛護センターで引取ることを

条件として譲渡するなどの工夫も必要ではないか。

(山本委員) 譲渡の際は保証人を設けて、本人がその動物を飼えなくなった場合に代わりに飼っていただくこととしているが、現在は一人暮らし、家族もいないお年寄りも多く、課題となっている。本人に万が一のことがあった場合には譲渡した動物を市に戻してもらうようにするとよい。ステッカーなどを活用し、自身に何かあった場合市に連絡がいくようにして、早急に収容できるシステムを作ってもらえれば、動物を飼いたくても飼えないという方が動物を飼い続けることができる。

(石丸委員) 実際あった例として、余命宣告を受けている方が猫を飼っており、どうしたらよいかという相談で、市と調整の上、何かあった際は市に連絡するようなお知らせを玄関に貼ってもらったことがある。猫のことでだけでなく人間のためにも、飼い主に何かあった際の動きを構築できると安心だと思う。人と暮らしていた猫であれば他にも貰われやすいことから、バトンを繋いでいってほしい。

(山本委員) 警察との情報共有も必要である。独居の方が亡くなった際に、警察から、保健所に連絡して飼っていた猫を殺処分してもらえばよいと言われたという例を聞いたことがある。市内の警察に向けて、改めて対応を周知して欲しい。

(高木会長) 高齢の方が飼育できる環境という面では欧米などの例を調査していただき参考にさせていただくとよいと思う。一人暮らしの高齢者の増加や親子関係が希薄になっていることから、問題となっているのも頷ける。

(山田委員) 周知の方法として、以前にも話が出たと思うが、小中学校などの教育の場で動物愛護に関する啓発を行うように働きかけられないか。ペットの悩みや災害時のペット問題についても、子どもや孫が学校で習ってきた内容を家族に話すことで周知が進むのではないか。小中学校の総合の授業などで定期的の実施してもらうよう、教育委員会等とも調整していただきたい。

(高木会長) 学校側は歓迎するところも多いと聞く。親子教室のような形で親子一緒に学ぶのもいいかもしれない。獣医師会では同様の事業を行っているか。

(椿副会長) 教育委員会や校長会へのアプローチができないか検討しているところだが、相模女子大附属の小学校の先生が興味を持っていただいていて、学校にいるヤギやモルモットを使った事業実施に前向きである。山田委員がおっしゃったように子供から親へ伝えるということも重要だと思っており、小学校低学年など親とのコミュニケーションが多い世代を対象に実施するなどの工夫が必要かもしれない。

- (高木会長) 他地域の獣医師会の有志で同様の事業をしていると聞いたことがあるが、本業をしながらの事業実施は結構な労力があるようだ。
- (椿副会長) 麻溝公園のふれあい動物広場は生活衛生課の別部署が担当と聞いているが、せっかく動物がいる場所であるので、協力して事業を実施するといいいのではないかと。親子で来れるし、人も集まりやすい。
- (高木会長) 動物愛護センターがオープンな場所になれば、週末などに親子連れも気軽に来ることができると思う。
- (山田委員) 社会福祉協議会では色々な団体と繋がりがあがあると思うが、市が作成した動物を飼っている方向けの緊急連絡カード、ステッカーを広報していただくことなどはできないか。
- (櫻井委員) 民生委員へ情報提供することについては可能だと思われる。東日本台風の際、家族のいる近隣市に避難する高齢者が多かったが、ペットがいることにより避難しなかった方もいると聞いている。ニュースで聞いたことのある内容だが、市内でもこうした課題が生じていることを実感した。一人暮らしの高齢者への周知については、地域包括支援センターなど地域の窓口と連携すると進むと思われる。
- (石丸委員) 能登の被災地に行くと、社会福祉協議会の方から、犬や猫がいるから仮設住宅に入れない、沢山飼っているから避難しないという方の相談を多く聞く。被災時には特に社会福祉協議会から情報が寄せられることが多くなると思われる。相模原市では、今年度から猫又は犬を6頭以上飼っている場合に届出が必要となる届出制度ができたが、まだ知らない人も多い。ヘルパーやケースワーカーの方など、実際に家の中に入る機会のある方に周知できるよう、地域包括支援センターや事業所等に周知いただき、市で把握できると良い。届出の内容は大変なものではないので、地域包括支援センターなどにもご協力いただきたい。
- (事務局) 多頭飼育対策等連絡調整会議にて、民生委員やヘルパー、地域包括支援センターへ、今回紹介したペットに関するお悩みや多頭飼育届け出制度のリーフレットをお配りさせていただいている。
- (櫻井委員) 民生委員も12月で変わってしまうので周知も定期的に行ったほうが良いと考えられる。
- (土屋委員) 訪問看護とケアマネジャーの方から、飼っていた猫が亡くなったため新しく猫を飼うにはどこに行けばよいかという質問をされた方がいる。こういった方々はペットの飼育状況も分かっているの、情報提供するとよい。
- (事務局) ケアマネジャーやヘルパーの方からご相談いただくこともあり、相談窓口として周知ができるとよいと考える。

(高木会長) ケアマネージャーやヘルパーの方が定期的に行う勉強会のような機会があればこういった情報を周知できるいい機会になると思うが、業務の特性上難しいのかもしれない。情報量は多くないため、少しでも機会があると周知が進むと思う。

(3) その他

クラウドファンディング型ふるさと納税について、事務局から資料に基づき説明。

(高木会長) これは例えば企業からの現物支給などにも対応しているか。

(事務局) クラウドファンディングとは別であるが、猫の餌や猫砂等の寄付を受け付けている。

以 上

相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高木 哲	麻布大学	教授	出席
2	椿 直哉	一般社団法人 相模原市獣医師会	会長	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	会長	出席
5	田村 久司	相模原市自治会連合会	理事	欠席
6	櫻井 正孝	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 地域支援係長	出席
7	石丸 雅代	たんぽぽの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	土屋 百合子	公募市民		出席